

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成22年9月28日

【事業年度】 第46期(自平成21年4月1日至平成22年3月31日)

【会社名】 アルメタックス株式会社

【英訳名】 ALMETAX MANUFACTURING CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 引間 龍治

【本店の所在の場所】 大阪市北区大淀中1丁目1番30号

【電話番号】 (06)6440 3838(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 生川 聖一

【最寄りの連絡場所】 大阪市北区大淀中1丁目1番30号

【電話番号】 (06)6440 3838(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 生川 聖一

【縦覧に供する場所】 アルメタックス株式会社 東京支店  
(東京都新宿区西新宿8丁目14番24号 西新宿KFビル)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成22年6月29日に提出いたしました第46期有価証券報告書（自平成21年4月1日至平成22年3月31日）の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第4 提出会社の状況

##### 6 コーポレート・ガバナンスの状況等

###### (1) コーポレート・ガバナンスの状況

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

社外取締役及び社外監査役との関係

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第4 【提出会社の状況】

##### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

###### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

訂正前

1～5（省略）

6 最高意思決定機関として取締役会を毎月1回以上開催し、経営全般にわたる情報の共有化、法令遵守の徹底を図っております。また同会には、監査役が出席して必要に応じて意見陳述を行い、取締役の業務執行を常に監視できる体制をとっております。

7～10（省略）

訂正後

1～5（省略）

6 最高意思決定機関として取締役会を毎月1回以上開催し、経営全般にわたる情報の共有化、法令遵守の徹底を図っております。また同会には、監査役が出席して必要に応じて意見陳述を行い、取締役の業務執行を常に監視できる体制をとっております。監査役は代表取締役と会合をもち、必要に応じ書類の閲覧及び業務状況の聞き取りを行なっております。

7～10（省略）

社外取締役及び社外監査役との関係

訂正前

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社の社外取締役である和田勇氏は、積水ハウス株式会社の代表取締役会長兼CEOであり、積水ハウス株式会社は当社の株式を31.40%（持株比率）保有しております。

当社は、住宅建材製品の販売を積水ハウス株式会社に対し行なっております。

同じく、社外監査役である板脇弘氏は同社の監査役であります。

また、社外監査役の高井正志氏は、積水化学工業株式会社の監査役であり、積水化学工業株式会社は

当社の株式を5.91%(持株比率)保有しております。

当社は、住宅建材製品の販売を積水化学工業株式会社に対し行なっております。

社外取締役は、経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かすため、また、社外監査役は、公正な意見の表明を受け、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けるために選任しております。

社外監査役は、取締役会で内部統制の報告を受けており、監査室、社内監査役及び公認会計士と連携し、適時意見交換を行っております。

#### 訂正後

当社の社外取締役は1名、社外監査役は2名であります。

当社の社外取締役である和田勇氏は、積水ハウス株式会社の代表取締役会長兼CEOであり、積水ハウス株式会社は当社の株式を31.40%(持株比率)保有しております。

当社は、住宅建材製品の販売を積水ハウス株式会社に対し行なっております。

同じく、社外監査役である久保田芳郎氏は同社の監査役であります。

また、社外監査役の篠秀一氏は、積水化学工業株式会社の監査役であり、積水化学工業株式会社は当社の株式を5.91%(持株比率)保有しております。

当社は、住宅建材製品の販売を積水化学工業株式会社に対し行なっております。

その他、当社と人的関係、資本的関係、又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役は、経営者としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かすため、また、社外監査役は、公正な意見の表明を受け、主に取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を受けるために選任しております。

社外監査役は、取締役会で内部統制の報告を受けており、監査室、社内監査役及び公認会計士と連携し、適時意見交換を行っております。